

## 注 記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和 59 年度以前に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### ② 無形固定資産……………取得原価

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的以外の有価証券

市場価格のないもの……………取得原価

##### ② 出資金

市場価格のないもの……………出資金額

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建 物            10 年～50 年

工作物           3 年～60 年

物 品            3 年～17 年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価

額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち鶴居村へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

該当する取引はありません

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、原則として、法人税法基本通達第 7 章第 8 節によっています。

## 2 重要な会計方針の変更等

### (1) 会計方針の変更

該当する事項はありません。

### (2) 表示方法の変更

該当する事項はありません。

### (3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当する事項はありません。

## 3 重要な後発事象

### (1) 主要な業務の改廃

該当する事項はありません。

### (2) 組織・機構の大幅な変更

該当する事項はありません。

### (3) 地方財政制度の大幅な改正

該当する事項はありません。

### (4) 重大な災害等の発生

該当する事項はありません。

## 4 偶発債務

### (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対する保証等はありません。

### (2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものはありません。

## 5 追加情報

### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

- ② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

- ③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—
実質公債費比率	6.4%
将来負担比率	—

- ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 —

- ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費	74	百万円
事故繰越額	—	百万円
継続費の逡次繰越	—	百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

平成 30 年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

該当する資産はありません

- ② 減債基金に係る積立不足額

積立不足はありません。

- ③ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 5,949 百万円

- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	3,567	百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	591	百万円
将来負担額	8,653	百万円
充当可能基金額	4,586	百万円
特定財源見込額	108	百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	5,949	百万円

- ⑤ 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物はありません。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 7 百万円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	7,514 百万円	7,288 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	— 百万円	— 百万円
繰越金	△188 百万円	
実質収支額のうち地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定による基金繰入額	— 百万円	80 百万円
地域福祉基金にかかる調整	107 百万円	107 百万円
資金収支計算書	7,433 百万円	7,475 百万円

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	237 百万円
投資活動収入の国県等の補助金収入	216 百万円
未収債権額の減少	△0 百万円
減価償却費	△1,230 百万円
投資損失引当金の増加	△30 百万円
賞与引当金の減少	2 百万円
退職手当引当金の減少	54 百万円
徴収不能引当金の増加	△2 百万円
資産売却益	6 百万円
資産除売却損	△47 百万円
臨時利益（その他）	287 百万円
臨時損失（その他）	△108 百万円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	△615 百万円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

雄武町 平成 29 年度一般会計等

一時借入金の限度額	1,000	百万円
一時借入金に係る利子額	0.1	百万円

- ⑤ 重要な非資金取引  
該当する取引はありません。

以上